第34回 治療費未払とカルテ開示請求

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊 郎 黒木法律事務所 弁護士 加畑裕一朗

- Q. 当院に長期入院していた高齢者が死亡しました。多額の治療費未払金がありましたので、遺族に請求したところ、遺族から次のような内容の返事が来ました。
 - 1 死因に納得できない点があるので、カルテの開示をして欲しい。
 - 2 カルテを見たうえで質問したいことがあるので、主治医から説明して欲しい。
 - 3 説明に納得できたら治療費を支払うが、月1万円の月賦弁済にして欲しい。

院長としては、「説明に納得できたら治療費を支払う」という遺族の主張は、おかしいと思いますが、どう対処すべきでしょうか。

A 1 遺族からのカルテの開示請求について

患者の遺族のカルテ開示請求権を明記した法律はありません。

しかし、日本医師会が作成した平成14年10月の「診療情報の提供に関する指針」第2版では、患者の相続人からのカルテ開示請求を認めています。これは指針であって、病院の法的義務を定めたものではありませんが、現実に、多くの病院では、日医の指針に基づいて遺族に開示しています。

さて、本件では、遺族は、「死因に納得できない点がある」「説明を求めたい」と言っていますので、遺族に説明して納得を得るためには、カルテの開示が必要と思われます。従って、法的義務の有無にかかわらず、開示することをお勧めします。

なお、これに関する議論の詳細は、最新・医事紛争 Q & A 第 7 回「遺族からのカルテ開示請求」(北海 道医報 1142 号)をご参照ください。

2 主治医からの説明

遺族が主治医に説明を求める権利を明記した法律はありません。しかし、裁判例の中には、「医師には、 患者との診療契約上の顛末報告義務があり、患者の死後であっても、遺族に死因や診療経過を説明する義務がある」としたものもあります(参考裁判例参照)。

そこで、本件の場合も、遺族の疑惑を晴らすため、病院が誠意を持って質問に回答することをお勧めします。ただし、不信感をもっている遺族といきなり対面しても口論になるだけで、冷静な質疑応答ができないことが予想されます。そこで、あらかじめ、遺族から質問事項を文書で提出してもらい、病院も文書で回答することをお勧めします。

3 説明に納得できたら治療費を支払うという主張について

患者の相続人は、相続放棄をしない限り、患者の債務を相続しますので、医師の説明に納得できたかどうかに関係なく、治療費全額の即時支払義務があります。ですから、遺族が「説明に納得できたら支払う」と主張する真意は、患者死亡の責任が病院にあるかのように主張して、治療費を減額もしくは免除させるつもりではないかと思われます。

そうだとすると、話がこじれた場合、遺族から医療過誤損害賠償請求訴訟が提起される可能性もあります。その場合は、遺族の質問事項も病院の回答書も裁判の証拠として利用されることになりますので、病院と遺族との交渉や説明の経過を文書に記録しておく必要性は、極めて高いと思われます。

よって、顧問弁護士とも相談のうえで慎重に対応されることをお勧めします。

質 疑 応 答

医 師: どこの病院も未払治療費の回収に苦労しています。特に、患者が死亡退院した場合は、遺族から治療費を取立てることが難しくなります。

弁護士: 患者が年金を受給しているうちは、医療費を支払うことができるのですが、患者の死後は年金がなくなるので、未払治療費の回収は、一層困難となります。

医 師:遺族が患者の家や土地を相続しているのに、治療費を支払わないことがあります。

弁護士: その場合は、相続人を被告として治療 費請求訴訟を提起し、その判決で不動産を差押 えるという法的手段があります。

医 師:以前、遺族が「相続放棄をしたから未 払治療費の請求には応じられない」と言って支 払わなかったことがありましたが、放棄したか どうかを確認する方法はありますか。

弁護士: 放棄した相続人から「相続放棄の申述 受理証明書」という裁判所の証明書を提出させ て確認する方法があります。

医 師:病院には相続放棄をしたと言っておきながら、相続人が銀行から患者の預金の払い戻しを受け、使ってしまった場合はどうなりますか。

弁護士:その場合は、単純承認をしたことになりますので、相続放棄はできません。たとえ、相続放棄の手続きが済んでいたとしても無効です。

医 師: 今回のケースでは、遺族は「説明に納得できたら治療費を支払うが、長期の月賦弁済にしてくれ」と言っていますが、これに応じる義務はありますか。

弁護士: 応じる義務はありません。しかし、支 払能力がない相手から債務を回収する場合、月 賦弁済を認めると回収成功率が上がるという現 実があります。ですから、債権者としては、相 手の支払能力を考慮して、可能な限りの分割弁 済を認めることが、現実的と言えるでしょう。

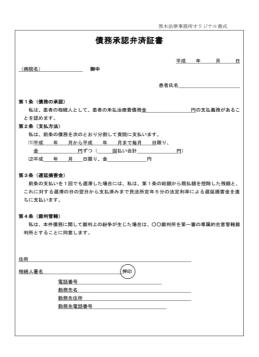
医 師:その場合、遺族に月賦弁済の誓約書を 書かせる必要がありますが、適当な書式はあり ませんか。 弁護士:黒木法律事務所で患者の相続人用に作成した「債務承認弁済証書」の書式は、後記の通りです。貴院のケースに合うように修正して利用して下さい。

医 師: 遺族が支払いを約束しながら、途中で滞った場合はどうなりますか。

弁護士:この証書の第3条では、月賦弁済を1回でも遅滞したら、残元金のほかに年5分の利息(遅延損害金)も付加して直ちに支払う約束になっています。不払いの場合は、この条項を根拠として、訴訟を提起し、裁判所の判決によって強制執行することになります。

参考裁判例

東京高等裁判所判決平成 16 年 9 月 30 日判決 「医療機関は診療契約に付随する義務として、 特段の事情がない限り、医療行為が終わった際 にも、その結果について適時に適切な説明をす る義務を負う」ことを前提に、診療契約に付随 する医療機関の遺族に対する説明義務は、患者 の死亡により消滅するものではないとした(判 例時報 1880 号 72 頁)。



▽次ページに「債務承認弁済証書」書式を添付

債務承認弁済証書					
/ 		<u>平成</u>	年	月	日
(病院名)	御中				
	患者	š氏名			
第1条(債務の					
私は、患者 とを認めます	の相続人として、患者の未払治療費債務 <u>金</u> 。		<u>円</u> の支持	仏義務があ	あるこ
第2条(支払方	-				
私は、前条	の債務を次のとおり分割して貴院に支払います。				
(1) <u>平成</u>	<u>年 月から平成 年 月まで毎月 日</u> 限り				
<u>金</u>	円ずつ(回払い合計	円)			
(2)平成	年 月 日限り、金 円				
	轄) 債務に関して裁判上の紛争が生じた場合は、〇〇裁 とに同意します。	判所を第一	一審の専原	属的合意管	管轄裁
相続人署名	押印		_		
	電話番号				
	勤務先名				
	勤務先住所				
	勤務先電話番号	_			